

自 令和 6 年 9 月 9 日

至 令和 6 年 9 月 2 0 日

第 4 回 和木町議会定例会

令和 6 年第 4 回和木町議会定例会

(令和 6 年 9 月 9 日)

○ 議事日程

別紙のとおり

○ 会議に付した事件

1. 報告第 9 号
例月現金出納検査の結果について
2. 報告第 10 号
定期監査の結果について
3. 報告第 11 号
財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
4. 報告第 12 号
一般財団法人和木町蜂ヶ峯総合公園管理協会の経営状況について
5. 同意第 1 号
教育委員会委員の任命について
6. 同意第 2 号
固定資産評価審査委員会委員の選任について
7. 認定第 1 号
令和 5 年度和木町一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定について
8. 議案第 38 号
令和 6 年度和木町一般会計補正予算（第 4 号）
9. 議案第 39 号
令和 6 年度和木町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

1 0．議案第 4 0 号

令和 6 年度介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

1 1．議案第 4 1 号

令和 6 年度和木町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第 1 号）

1 2．議案第 4 2 号

令和 6 年度和木町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）

1 3．議案第 4 3 号

令和 6 年度和木町公共下水道事業会計補正予算
（第 1 号）

1 4．議案第 4 4 号

和木町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税
に関する条例の一部を改正する条例

1 5．議案第 4 5 号

和木町国民健康保険条例の一部を改正する条例

1 6．議案第 4 6 号

和木町下水道条例の一部を改正する条例

○出席議員（10 名）

1 番	三分一 淳	
2 番	明 本 光 弘	
3 番	津 島 宏 保	
5 番	嘉 屋 富 公	
6 番	上 田 丈 二	
7 番	中 村 充 子	
8 番	灰 岡 裕 美	
9 番	小 林 秀 嘉	
10 番	森 脇 明 美	副議長
11 番	兼 本 信 昌	議長

○説明のため出席した者

町 長	米 本 正 明	
副 町 長	田 中 雅 彦	
企画総務課長	渡 邊 良 平	
税 務 課 長	坂 本 啓 三	
住民サービス課長	上 村 克 司	
都市建設課長	山 下 純 二	
保健福祉課長	鳥 枝 靖	
教 育 長	重 岡 良 典	教育委員会
事 務 局 長	松 井 敏 浩	〃

○会議に従事した職員

事 務 局 長	吉 岡 司
書 記	田 尾 恵

開 議	会 長	9時 00分 和木町広報係から議場内のカメラ撮影の許可願いが出ておりますので、これを許可いたします。 携帯電話をお持ちの方は、電源をオフにされるようお願いいたします。
議	長	ただ今から、令和6年第4回和木町議会定例会を開会します。
議	長	これより本日の会議を開きます。
議	長	日程第1 会議録署名議員の指名を行います。 本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、9番議員 小林秀嘉議員、10番議員 森脇明美議員を指名します。
議	長	日程第2 諸般の報告を行います。 先の定例会以降、7月25日から26日、東京で開催された小瀬川総合整備促進協議会東京要望、中国治水期成同盟会連合会中央要望に私が出席しました。 その他につきましては、お手元に諸般の報告として配布しておりますので、ご了承願います。
議	長	次に、本定例会の開催にあたり、議会運営委員会が開催されましたので、その結果を委員長から報告願います。 議会運営委員会委員長 津島宏保議員。 津島議員。

津 島 議 員

皆さん、おはようございます。

議会運営委員会からご報告いたします。

町長より、本日 9 月 9 日に議会が招集されたことに伴い、9 月 2 日に議会運営委員会を開催し、本定例会の運営について、次の通り申し合わせを行いました。

本定例会に付議されております議案は、報告 4 件、同意 2 件、認定 1 件、議案 9 件でございます。

本定例会の議会運営でございますが、本日、初日に報告第 11 号、同意第 1 号、第 2 号、認定第 1 号、議案第 38 号から議案第 46 号の議案説明と質疑を行い、同意第 1 号と第 2 号は討論、採決まで行います。

11 日は一般質問、13 日と 17 日は、決算特別委員会、18 日は総務文教常任委員会、19 日は民生建設常任委員会、広報公聴常任委員会を行い、最終日は 9 月 20 日で、討論、採決を行うこととします。

よって、本定例会の会期を、本日 9 月 9 日から 9 月 20 日までの 12 日間とし、日程は、お手元に配布しております通りでございます。

皆様のご理解とご協力をお願い申し上げ、以上、議会運営委員会からの報告といたします。

議会運営委員会委員長 津島宏保。

議 長

以上で、諸般の報告を終わります。

議 長

日程第 3 会期の決定を議題とします。

おはかりします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から 9 月 20 日までの 12 日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議	長	異議なしと認めます。
議	長	したがって、本定例会の会期は、本日から９月２０日までの１２日間とすることに決定いたしました。
議	長	日程第４ 行政報告について 町長の報告を求めます。米本町長。
米 本 町 長		おはようございます。本日の行政報告は、少し長くなりますが、１１件の事柄についてご報告申し上げます。 まずは、米軍岩国基地における機種更新についてでございます。 岩国基地における戦闘機・輸送機の機種更新等に関しましては、本年７月、米海軍（第５空母航空団）、米海兵隊それぞれ、ＦＡ－１８ホーネット部隊がＦ－３５Ｂ、Ｃ型へ、又Ｃ－２輸送機がＣＭＶ－２２オスプレイに機種更新する旨の報告を受けたところでございます。 これらを受け山口県、および関係市町では３２項目にわたる照会を行い、文書による回答を求めているところでございます。 ８月２０日に届いた、国からの回答では、今回の機種更新等により、岩国基地における米海兵隊及び米海軍の航空機の総数が１０機程度減少すること、所在する飛行部隊の人数や任務及び基地周辺の飛行経路に変更はないこと、新たな施設の整備（建設）の予定がないことも説明されました。 航空機騒音については、Ｆ－３５ＣはこれまでのＦＡ－１８と比較して、離陸時の騒音は同程度、着陸時の騒音値は１１デシベル程度Ｆ－３５Ｃの方が小さいとされ、岩国基地周辺への騒音状況については、現在より拡がらない見込みであるとのことでございました。 ＣＭＶ－２２オスプレイについては、陸上自衛隊への配備に先立ち日本政府としても独自に安全性を確認していることがわかりました。 さらに、環境面につきましても、機種更新において、大気

や水質に特段の変化が生じるものではないとのことであり、これらのことから、山口県及び関係市町において、「このたびの機種変更は基地周辺住民の生活環境に大きな影響を与えるものではない」との結論に至ったところでございます。

昨今の厳しい安全保障環境の中、和木町としても、国の外交・防衛政策を尊重し、これに協力していく必要があるものと考えているところであり、先日の全員協議会において議員の皆様から騒音等に対するご懸念やその他のご意見をいただきましたが、中四国防衛局の説明により概ねご了承いただける状況であったことが伺われ、それらを踏まえまして、私はこのたびの機種更新については一定の理解ができるものと判断をいたしました。

尚、和木町の海岸沿いは石油化学コンビナートが形成されており、部品の落下等で大災害が発生することとも考えられることから、航空機の整備・点検を特に徹底するよう申し入れて行きたいと考えております。

以上、米軍岩国基地における機種更新についての報告といたします。

次に、南海トラフ地震臨時情報への対応についてでございます。

先月 8 日に宮崎県で震度 6 弱の揺れを観測した地震により、気象庁は南海トラフ地震の想定震源域では大規模地震が発生する可能性がふだんと比べて高まっているとして、南海トラフ地震臨時情報を発表し、巨大地震への注意を呼びかけたところでございます。

地震の発生から 1 週間が経過した 15 日には臨時情報は解除されましたが、この間、和木町では気象庁及び下関気象台による状況の解説、また山口県による連絡会議から情報収集を図るとともに、町民の皆さまに対し、防災メールを配信することで地震の注意喚起を呼び掛けました。

加えて、和木町と三井化学株式会社との協定に基づいた三井化学記念体育館の避難所開設方法等について、現地で確認するとともに、マットレス、毛布といった避難に必要な物資を運び込み、避難対象地区となっている沖灰場自治会長、新地自治会長に避難所開設準備が完了した旨の連絡を入れてお

ります。

また、課長級による連絡会議を設け、臨時情報発令による庁内体制及び避難所開設手順の確認を行ったところでございます。

今回の臨時情報の発令を契機として、職員と共に町の防災体制を改めて確認し、有事の際には迅速な行動がとれるよう努めてまいります。

町民の皆さまには、自助・共助を心がけて頂き、非常用持ち出し袋の準備などをお願いするものでございます。

以上、南海トラフ地震臨時情報への対応についての報告とさせていただきます。

3番目として、災害弱者支援に係る個別避難計画についてでございます。

昨年の9月議会定例会においても報告をさせていただきました災害弱者支援に係る個別避難計画についてでございますが、町では、災害の危険が高い土砂災害を対象として、個別避難計画の作成を進め、昨年8月には、59世帯71名の個別避難計画を作成いたしました。

それを基に本年5月26日には、計画の実行性を確認することを目的として、避難訓練を実施したところでございます。

さらに7月中旬には、瀬田2地区自治会内の要配慮者8世帯9名を追加し、さらに7月下旬には、洪水、津波、高潮による浸水想定区域であり、かつ、岩国・大竹地区石油コンビナート等防災計画の避難対象区域でもある沖灰場自治会内の要配慮者14世帯18名の個別避難計画を新規に作成したところでございます。

沖灰場地区の計画運用開始により、7月末時点で84世帯103名の個別避難計画を作成・運用することとなりました。

今後、新地自治会内の計画作成を推進し、作成後は避難訓練を行うことで、本計画による地域の避難支援体制の実効性を検証するとともに、相互扶助による地域の共助力を高めてまいります。

以上、災害弱者支援に係る個別避難計画についての報告とさせていただきます。

4番目といたしまして、光東株式会社との災害応援協定の

締結についてでございます。

7月17日、下松市に本社のある光東株式会社との間で、「災害時における物資の供給に関する協定」を締結いたしました。

この協定は、町内で災害が発生、または発生の恐れがある場合に、同社から各種の大型車両、土木機械、発電機など、町では所有することが困難な物資や応急対応資機材の供給を受けることにより、被害の拡大防止及び早期復旧を目指すためのものでございます。なお、同社からは高圧洗浄機1台と簡易トイレ1,000個分を寄贈して頂いております。

光東株式会社におかれましては、県内の多くの自治体と同様の協定を締結されており、地域社会に多大な貢献をされておられます。

以上、光東株式会社との災害応援協定の締結についての報告とさせていただきます。

次に、令和6年度定額減税補足給付金及び低所得者支援給付金についてでございますが、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、定額減税補足給付金の支給を開始しています。この制度は、令和6年分の所得税及び令和6年度分の個人住民税において、定額減税しきれないと見込まれる方が対象となります。

公金受取口座の登録又は過去の給付金の登録口座がある支給対象者には支給のお知らせを送付し、申請不要のプッシュ型給付となります。口座登録がない支給対象者には確認申請書を送付して、申請期限を10月31日としております。

申請不要の対象者は890名、確認申請書の送付者が154名、支給対象者総数は1,044名で、9月10日時点で959名に44,910,000円を支給いたしました。

また、並行して、新たに令和6年度住民税非課税又は住民税均等割のみ課税となる世帯を対象に、1世帯あたり10万円の支給と、該当世帯内に18歳以下の児童がいる場合には、1世帯あたり5万円を加算する、低所得者支援給付金も支給を開始しています。9月10日時点で対象者52世帯に対し、

40世帯に4,200,000円を支給いたしました。

以上、令和6年度定額減税補足給付金及び低所得者支援給付金についての報告とさせていただきます。

6番目といたしまして「和木小学校開校150周年記念」夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会についてでございます。

8月5日、和木小学校グラウンドで、小学校開校150周年を記念するとともに、町民の皆さまの健康づくりのひとつとして、夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会を開催いたしました。

この巡回ラジオ体操は、昭和28年に開始されて以来70年以上、全国47会場で実施されているイベントで、和木町では平成24年7月以来12年ぶりの開催となりました。

開催当日は、小学生をはじめ、こども園の園児や保護者、町内外から参加された一般の方々など約750名の参加の中、鈴木大輔さんの爽やかで軽快な掛け声と清々しい風と青空のもと、参加者は、楽しくラジオ体操に汗を流しました。

この度の開催により、和木町の子どもたちの元気な歌声と号令を世界中にお届けすることが出来たことを大変嬉しく思っております。

このラジオ体操に、ご参加いただきました皆さま、また、運営ボランティアとしてご協力をいただきました、体育協会をはじめ、中学生や一般の方々など、すべての方に感謝を申し上げます。

以上、「和木小学校開校150周年記念」夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会についての報告とさせていただきます。

次に、恵庭市との職員研修派遣事業についてでございます。

和木町では、姉妹都市北海道恵庭市と平成8年度から職員研修派遣事業を実施しておりますが、今年度は、初の試みとして、専門職の相互派遣を実施いたしました。

期間は、本年7月1日から8月31日までの2か月間で、和木こども園からは、村上菜那保育教諭、恵庭市立すみれ保育園からは、伊藤亜哉保育教諭がそれぞれ派遣職員として、幼児教育・保育事業に従事をいたしました。

伊藤保育教諭においては、和木こども園の全ての園児と関わるができるよう配置し、夏まつりやプール・水遊びな

ど、夏ならではの園活動に加え、町内のイベント「盆踊り」や「夏期巡回ラジオ体操」にもご参加され、多くの町民の方々と交流を深められました。

教職員の研修会や架け橋期のカリキュラムにおける、こども園・小学校の交流に関する会議等にも参加し、積極的に意見や感想を述べられたとお聞きしております。

また、恵庭市に派遣した村上保育教諭においても、すみれ保育園で保育業務に携わり、園の職員、子どもたちや保護者との関わりの中で、これまでの幼児教育・保育と自分自身を振り返る貴重な機会を得たとの事でした。

今回の専門職の派遣事業は和木町及び恵庭市の子育て環境に大変刺激となり、今後お互いの発展につながる事業であったと思っております。

以上、恵庭市との職員研修派遣事業についての報告とさせていただきます。

8 番目といたしまして、姉妹都市・恵庭市の児童生徒との交流事業についてでございます。

8 月 6 日から 8 日までの 3 日間、教育親善使節団として、和木町から中学校長、小学生 2 名、中学生 2 名、教育委員会職員 1 名を恵庭市に派遣いたしました。

この交流事業では、恵庭市、和木町の将来を担う小・中学生が、それぞれのまちを訪問して情報交換や友好親善を深め、姉妹都市交流の意義を理解することを目的として、昭和 56 年から始まり、今回で 24 回目となるものでございます。

恵庭市役所での歓迎式で、岩渕 隆教育長、長谷文子議会議長から歓迎の言葉をいただいた後、原田裕市長・横道義孝副市長を表敬訪問し、挨拶と自己紹介を行いました。

その後、訪問した恵庭市郷土資料館では、明治期に和木町からの移民が「恵庭村」で暮らしていた様子などを学ぶとともに、アイヌ民族の楽器「ムックリ」の作製体験をし、また、恵庭市や周辺自治体のスポーツ施設や公園などを訪れ、様々な体験や交流を行ったとのことでした。

その後は、参加者全員で青少年宿泊研修施設に宿泊し、学校生活の様子や授業のこと、食文化、方言など、意見交換をする中で、さらに絆を深めたようでございます。

この交流事業を通して、子どもたちは、和木町と恵庭市を繋ぐ互いの歴史と、人のあたたかさやおもてなしの心が、深く残るとともに、あらためて、ふるさと和木町の良さも発見したように感じました。

以上、姉妹都市・恵庭市の児童生徒との交流事業についての報告とさせていただきます。

次に9番目として、令和6年度和木町語学研修事業について、2点のご報告をさせていただきます。

まず和木町中学生海外派遣事業についてでございます。この事業は、平成8年度より実施しており、今年度で24回目となります。コロナ感染症蔓延期に実施できなかったため、その期間に中学生であった、現在高校生の方も対象として参加者を募集し、事業を実施いたしました。

今年度の事業は、7月29日から8月13日までの16日間、中学3年生5名と高校生4名の合計9名がニュージーランド、オークランド近郊でホームステイを行い、その家族との交流の中で、語学や文化に触れるとともに、現地の小学校で英語を学びました。

なお、海外派遣事業の効果を上げるため、生徒たちは、出発前に町ALTのエイドリン先生の指導により、英会話やホームステイに必要な心構えの研修を実施、帰国後においても英語での研修発表の機会を設け、英語力や社交性の向上を図っております。

今後も、教師の日などを通じて研修の成果の発表を行うとともに、各種発表会の様子を和木チャンネルで放映することとしておりますので、ぜひ、ご覧いただければと思っております。

次にイングリッシュキャンプ派遣事業でございます。この事業は、国内で実施される2泊3日の英語力向上を目的とした学習プログラムに参加するもので、今年度は、中学1年生2名が参加いたしました。この2名の参加者は、7月28日から30日までの3日間、福岡県の夜須高原青少年自然の家に宿泊し、外国語講師の指導により、ローカルゲームやクイズ、グループでオリジナルな街をデザインするロールプレイングなどに参加する中で、英語に触れながら異国文化を体験

し、最終日には、研修で身に付けた英語でスピーチとヒアリングを行い、英語力の向上を確認したとのことでございました。

今回の経験が、今後の生徒の未来に役立つものと大いに期待しているところでございます。

以上、令和6年度和木町語学研修事業についての報告とさせていただきます。

10番目として、夏休み子ども向けイベントについてでございます。

7月30日に文化会館ステージイベントとして「かず先生」による『わくわくサイエンスショー』を開催し、夏休みの子どもと保護者など、353名の方々が来場をされております。

また、美術館では、子ども向け展示『ダイナソーVRワールド』『ワキテンボスVRワールド』を開催し、それぞれ2,163名、2,336名と、この16日間、合計で4,409名の方が来場されました。

「子ども会でステージイベントを見に行きたい」や「夏休みに和木美術館に来れば何かやっている」と楽しみにされている来館者の姿も多く見受けられ、楽しい夏休みの思い出づくりや子どもたちの居場所づくりができたのではないかとというふうに考えております。

8月22日には、昨年度に引き続き、和木中学校多目的スペースを会場に、あそびうたデュオ「ロケットくれよん」のお二人によるファミリーコンサートを開催し、200名の親子連れを中心に音楽イベントを楽しんでいただきました。

以上、夏休み子ども向けイベントについての報告とさせていただきます。

最後に、3歳児未満第2子以降の児童の保育料無償化事業の開始についてでございます。

和木町では、本年9月から3歳児未満の第2子以降の児童の保育料について、無償化とする事業を開始いたしました。

この事業は、子育て世帯への支援を手厚くすることを目的として、山口県が県内各市町とともに実施する「やまぐち子育て応援第2子以降保育料無償化事業」にあわせて開始するものでございます。

対象となる子どもは、和木こども園などの特定教育保育施設が32名、企業内保育所など認可外保育施設が3名を見込んでおります。保育料の影響額は約460万円を見込んでおり、この額の2分の1が県補助金として町に交付されることとなります。

この第2子以降の児童の保育料無償化事業は、子育て世帯の負担軽減を図ることで、安心して子どもを生み育てられる環境づくりに繋がっていくものと考えております。

以上、3歳児未満第2子以降の児童の保育料の無償化事業の開始についての報告とさせていただきます。

以上、11件の事柄について行政報告とさせていただきます。

議	長	日程第5 報告第9号 例月現金出納検査の結果について 監査委員から、お手元に配布してありますとおり、例月現金出納検査の結果について報告がありましたのでご了承願います。
---	---	--

議	長	日程第6 報告第10号 定期監査の結果について 監査委員から、お手元に配布してありますとおり、定期監査の報告がありましたのでご了承願います。
---	---	---

議	長	日程第7 報告第11号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について これを議題とします。執行の説明を求めます。 渡邊企画総務課長。
---	---	--

渡 邊 企 画 総 務 課 長	報告第11号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。
--------------------	---

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第

3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和5年度決算にかかる健全化判断比率及び資金不足比率を算定いたしましたので、町議会に報告させていただくものでございます。

それでは、別紙についてご説明申し上げます。

健全化判断比率でございますが、表の左の欄に健全化を判断する上での比率である令和5年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率を載せております。この4つの比率がそれぞれ、その右側の欄の早期健全化基準を超えれば、財政健全化計画の策定が必要となり、更に、次の欄の財政再生基準を超えると財政再生団体ということになります。

本町では、令和5年度におきましても、実質赤字、連結実質赤字は発生しておらず、実質公債費比率は7.7%、将来負担比率は13.7%となっており、いずれの比率とも早期健全化基準を下回る数値となっております。

次に、資金不足比率ですが、この比率は公営企業会計の健全性を判断するものでございますが、簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計ともに資金不足はないということになっております。

以上で、報告第11号の説明を終わります。

議

長

報告第11号について、質疑を許します。
なお、質疑は簡潔に、答弁は丁寧をお願い致します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議

長

質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議

長

日程第8 報告第12号 一般財団法人和木町蜂ヶ峯総合公園管理協会の経営状況について

理事長より、お手元に配布してありますとおり、報告があ

りましたので、ご了承願います。

議 長

日程第9 同意第1号 教育委員会委員の任命について
これを議題とします。
執行の説明を求めます。
田中副町長。

田中副町長

同意第1号 教育委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

現在、教育委員としてご活躍いただいております太田俊裕さんの教育委員会委員としての任期が本年9月30日となっております。太田さんにおかれましては、4期16年にわたり教育委員を務められ、この間、教育委員長、現在は教育長職務代理として和木町の学校教育、生涯教育の推進に多大なご尽力をいただいております。

本同意案件は、太田さんの任期満了による退任に伴い、新たに村上邦明さんを教育委員に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、町議会のご同意をお願いするものでございます。

村上さんは和木1丁目にお住まいで、年齢は44歳でございます。

経歴でございますが、平成15年に明治大学法学部法律学科をご卒業の後、同年4月に株式会社広島銀行に入社されました。平成19年に同行を退職されたのち瑞應寺専門僧堂にて修行され、平成20年に安禅寺副住職に、平成22年に住職に就任され現在に至っております。

温厚な人柄で人望も厚く、真面目な方であり、令和元年より人権擁護委員としてご活躍されています。

また、コミュニティスクール委員や中学校運営協議会委員、いじめ問題対策協議会委員、小学校PTA会長、小学校開校150周年記念事業実行委員を務められるなど、人格が高潔で学校教育及び和木町教育の推進に対し熱意と優れた見識を

有する方でございます。

委員の任期は4年で、令和10年9月末日までとなっております。

以上で同意第1号の説明を終わります。

ご審議の上、ご同意の程よろしくお願いいたします。

議

長

同意第1号について、質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議

長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議

長

討論がないようですので、討論を終結し、採決に入ります。

議

長

同意第1号 教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

議

長

全員挙手。

議

長

したがって、同意第1号 教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

議

長

日程第10 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
これを議題とします。
執行の説明を求めます。
田中副町長。

田中副町長

同意第2号についてご説明いたします。

本同意案件は、固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、地方税法第423条第3項の規定に基づき、町議会のご同意を求めるものでございます。

現在、岡本秀之さん、弘中誠さん、手嶋章二さんの3名の方に委員になっていただいておりますが、今月末日をもちまして任期満了となります。

岡本さんは平成23年から、弘中さんは令和4年から委員を引き受けていただいております。固定資産評価に精通されている方々ですので引き続き選任をお願いいたしたく、また、来月より新たに三井ゆかさんに委員を選任させていただきたいと思っております。

三井さんについてでございますが、平成17年に司法書士資格を取得され、翌年、和木町内に「あさき司法書士事務所」を開業されております。

現在は岩国市内に「三井司法書士事務所」を開業しておられ、和木町商工会の会員であるとともに、一般財団法人和木町地域振興協会の理事も務められ、協会の法人化に尽力される等、本町に多大な貢献をされている方でございます。

お三方とも、不動産関係、金融関係等について優れた見識をお持ちで、固定資産評価審査委員会委員として適任の皆さまであることから、委員をお願いしたいと考え、提案させていただくものでございます。委員の任期は3年で令和9年9月末までとなります。

以上で同意第2号の説明を終わります。

ご審議の上、ご同意の程よろしくお願いいたします。

議

長

同意第2号について、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議

長

質疑がないようですので、質疑を終結し討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を終結し採決に入ります。

議 長 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手。

議 長 したがって、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案に異議ない旨、原案のとおり同意することに決定しました。

議 長 日程第11 認定第1号 令和5年度和木町一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定について
これを議題とします。執行の説明を求めます。
渡邊企画総務課長。

渡 邊 企 画 総 務 課 長 認定第1号 令和5年度和木町一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

この認定は、令和5年度の一般会計、特別会計の歳入歳出決算について地方自治法第233条第3項の規定により、町議会の認定を求めるものでございます。

一般会計の概要でございますが、歳入決算額は、46億4,794万5,427円、前年度と比較して3,834万689円、率にして0.8%の減額、歳出の方は、43億8,092万4,014円、前年度と比較して3,429万4,954円、こちらも0.8%の減額となっております。民生費・土木費・教育費においては、令和4年度と比較して増額決算となっておりますが、総務費・公債費がそれぞれ減額決算になったこと

により、一般会計全体としては減額の決算となりました。

歳入歳出差し引き額は、2億6,702万1,413円、そのうち翌年度に繰り越すべき財源が1,059万5,639円で、実質収支2億5,642万5,774円の黒字決算となっております。

なお、財政調整基金の残高は、令和4年度末と比較して3億3,494万8千円減の14億2,490万円となりました。続きまして特別会計につきまして、まず国民健康保険特別会計は、歳入総額6億8,019万3,082円、歳出総額6億5,025万2,038円で歳入歳出差し引き残額2,994万1,044円。

簡易水道事業特別会計は、歳入総額1億366万7,567円、歳出総額8,968万9,673円で歳入歳出差し引き残額1,397万7,894円。

公共下水道事業特別会計は、歳入総額2億7,593万6,935円、歳出総額2億2,403万4,348円で歳入歳出差し引き残額が5,190万2,587円、ここまでそれぞれ黒字決算でございます。

介護保険特別会計のうち保険事業勘定の方は、歳入総額5億2,688万2,760円、歳出総額4億9,349万2,865円で歳入歳出差し引き3,338万9,895円の黒字決算、介護サービス事業勘定は歳入歳出それぞれ122万1,600円で、歳入歳出差し引き残額は0でございました。

最後に、後期高齢者医療特別会計でございますが、歳入総額9,854万8,759円、歳出総額は9,760万6,553円で歳入歳出差し引き94万2,206円の黒字決算でございます。

なお、別冊で成果報告書及び監査委員の審査意見書を添付しております。

以上で、認定第1号、令和5年度 和木町一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定についての説明を終わります。

議

長

本件に対する、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

議 長 おはかりします。
認定第1号については、決算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

議 長 したがって、認定第1号については、決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

議 長 ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、議長及び議会選出の監査委員を除く8人の議員を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

議 長 したがって、決算特別委員会の委員は、議長及び議会選出の監査委員を除く8人の議員を選任することに決定いたしました。

議 長 ここで暫時休憩いたします。
全員協議会室へ移動をお願いいたします。

休 憩 9 時 4 7 分

再 開 9 時 4 9 分

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議 長 先程設置されました決算特別委員会の委員長・副委員長につきましては、休憩中に行われた委員会において、委員長に嘉屋富公議員、副委員長に上田丈二議員が選任されましたのでご報告いたします。

なお、決算特別委員会においては、今会期中に審査を終了していただき、最終日までに議長に報告していただくようお願いいたします。

議 長 日程第 1 2 議案第 3 8 号 令和 6 年度和木町一般会計補正予算（第 4 号）

これを議題とします。執行の説明を求めます。

渡邊企画総務課長。

渡 邊 企 画 議案第 3 8 号 令和 6 年度和木町一般会計補正予算（第 4
総 務 課 長 号）についてご説明いたします。

補正予算の概要といたしましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1 億 9,011 万 2 千円を追加し、予算総額を 45 億 14 万 9 千円とするものでございます。

今回の補正予算の主な内容といたしましては、各費目における新規事業や追加で必要となる経費を計上し、人事異動に伴う各費目における職員給与費の調整を行うとともに、令和 5 年度の決算の確定に伴う繰越金や財政調整基金及び公共施設等総合管理基金積立金の増額などを提案さしていただくものでございます。

それでは第 1 表、歳入歳出予算補正の 2 ページ、歳出から

ご説明いたします。

款 2 総務費の補正は、12ページから先になりますが、財政調整基金積立金の増額1億2,820万3千円、公共施設等総合管理基金積立金2,999万9千円、デジタルデバイド対策講習会開催費用31万9千円、昨年度交付を受けた国庫補助金等の精算に伴う返還金1,942万2千円などの増額によるものでございます。

次のページ 款 3 民生費、113万5千円の増額では、児童手当制度の改正に伴う経費を増額しております。

14からの 款 4 衛生費 1,158万円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る単価が確定いたしましたので、当初予算計上額との差額を計上しております。また簡易水道事業会計への補助金も増額しているところでございます。

16ページからの 款 7 土木費の増額は、1,693万9千円の増額ですが、公共下水道事業会計での事業費の増加に伴い、公共下水道事業会計への負担金983万6千円を増額、蜂ヶ峯総合公園の観覧車修繕工事に係る経費440万円、町営住宅の修繕料も今後の支出見込額として、140万円を計上しているところでございます。

18ページ 款 9 教育費では、人事異動に伴い事務局費の職員給与費を増額するほか、中学校費に修繕料を増額、文化会館空調機器改修工事について、設計業務委託料154万3千円を計上し、工事請負費に係る予算2,420万円を減額したため、1,951万1千円の減額になっています。

戻りまして、1ページ歳入についてでございます。

詳細は7ページ、あつごめんなさい。8ページからになります。

町税について、個人町民税は現年課税分の確定に伴いまして、866万6千円の減額、法人町民税は7,293万2千円を増額しています。

款 11 地方交付税は今年度の交付額が決定されましたので、交付決定額にあわせて3,771万5千円を増額しています。

款 15 国庫支出金 1 3 2 万 4 千円の増額は、過年度分児童手当国庫負担金として 8 2 万 4 千円、児童手当制度改正に伴う国庫補助金として 5 0 万円を追加で計上しているところでございます。

8 ページ下段～ 1 1 ページにかけて 款 19 繰入金では、今回の補正予算の歳入歳出調整により財政調整基金繰入金を 1 億 6,8 7 6 万 9 千円減額、介護保険特別会計からの繰入金は 5 万 4 千円増額しています。

款 20 繰越金は、令和 5 年度決算の確定によりまして、2 億 3,6 4 2 万 5 千円を増額するものでございます。

款 21 諸収入・雑入では、総務費の歳出デジタルデバイス対策講習会開催委託料の財源として、デジタル技術振興財団からの補助金 4 0 万円と山口県市町村振興協会からの観光交流助成事業補助金 5 0 0 万円を計上、また、新型コロナウイルス定期接種ワクチン確保事業助成金として 1,1 0 9 万 7 千円を計上しています。

款 22 町債 2 6 0 万円の増額は、交付税算定の結果、臨時財政対策債の発行限度額が確定したことによるものでございます。

なお、今回の補正後の財政調整基金の残高は 1 4 億 1,3 1 4 万 2 千円になる見込みでございます。

続いて、3 ページ第 2 表 地方債補正についてですが、歳入予算補正のところでもご説明いたしましたように、臨時財政対策債の発行限度額について、1,0 9 0 万円から 2 6 0 万円増額して 1,3 5 0 万円に改め、新たに限度額として定めるものでございます。

以上で議案第 3 8 号の説明を終わります。

議長 本案に対する、質疑を許します。
質疑はありませんか。

議長 嘉屋富公議員。

嘉 屋 議 員 それでは２点のことにつきまして質問させていただきます。

まず１点目です。歳入の部分で、ページ数で言えば１１ページになります。観光交流助成事業助成金５００万とあります。これの使い道ってというか計画があれば教えてください。

議 長 渡邊企画総務課長。

渡 邊 企 画
総 務 課 長 はいこれはあの。

議 長 もうちょっと上げてください。

渡 邊 企 画
総 務 課 長 すいません。これは県市町村振興協会から使途自由と言う形で観光促進それから地域振興に充てる経費に使っていいということで。本町の場合ですとまあ蜂ヶ峯公園の公園関連事業、それから６月補正でちょっとお願いしましたけれども、るるぶの発行、そういったところに充当することができるということでございます。

議 長 嘉屋議員。

嘉 屋 議 員 はい、わかりました。使用用途の方はわかりました。じゃあ次のご質問させていただきます。

ページ数といえは１９ページになります。文化会館の空調機、これ２,４２０万円減額ということです。これにつきまして例えば今文化会館、これは各団体が使用していると思います。これに支障は無いんでしょうか。今までは緊急性をもって、これは議会の方に申し出があってこれは可決したと思うんですけど、なぜこういうふうになったのか訳をお願いします。

議 長	松井教育委員会事務局長。
松 井 教育委員会 事 務 局 長	はい、まずなぜこのような事態になったのかということでご説明を申し上げます。 本年度実施予定でございました空調設備改修工事でございますが、今回工事予定のクーリングタワー及びポンプ交換の範囲で工事完了と認識しておりましたが、中国四国防衛局とのヒアリング協議、そういった事を行う中で、防衛の補助交付対象となるためには機器周辺の配管、電気設備等の交換及びその詳細図面の作成が必要であるということから、一旦このクーリングタワーの工事を今年度は見合わせまして設計業務を行うということにしております。さしていただきたいというふうに思っております。 また利用者に支障がないのかというご質問でございますが、私共も平成4年にこの施設開設いたしまして、それからずっとクーリングタワーも使用し続けております。今年度工事予定でございましたが、すぐに今年度壊れるものかと言われるれば、もう1年ぐらいは点検しながらもたせたいというふうに思っています。ただ台風や気象条件、そういったこともございますので、必ずもつかといわれればちょっとそういったところはお答えが困難でございます。
議 長	よろしいですか。 他に質疑はございませんか。 灰岡裕美議員。
灰 岡 議 員	はい歳入で11ページの雑入 歳出で4款 衛生費の予防接種事業について、事業の説明をお願いいたします。
議 長	鳥枝保健福祉課長。
鳥 枝 保 健 福 祉 課 長	歳出の方からですけれども、新型コロナワクチンについては、令和6年度から予防接種法上の定期接種に位置付けられ

ました。予防接種委託料１,０９６万４千円を計上するものでございますけれども、これ国が当初ですね、７千円ということで予算編成の為に提示して、ワクチン料７千円と提示しておったんですけれども、１万５,３００円と見直されましたので８,３００円、これに６５歳以上の方の接種率を掛けたものとなります。予算上はですね、自己負担額を２千円と見ておったんですけれども２,１００円となることから、その差額を差し引いた額を計上しております。

歳入につきましてはですね、先ほどの８,３００円に接種、接種対象者に接種率を掛けた、１,３３７人ですけれども、その８,３００円掛ける１,３３７人の１,１０９万７,１００円となることから予算を計上さしてもらってます。

これは定期接種への移行期における激変緩和措置として、ワクチン生産体制等緊急整備基金管理団体から支払われる助成金となります。

議 長 灰岡議員。

灰 岡 議 員 国では本年１０月１日から接種をする、接種を開始するように勧奨があった訳ですが、和木町はいつからされるんですか。

議 長 鳥枝課長。

鳥 枝 保 健 今回予算に計上、補正予算計上させていただいておりますけれども、議決後ですね１０月１日から開始予定ということで考えております。

議 長 よろしいですか。はい。
他に質疑はございませんか。
三分一議員。

三分一議員 はい、すいません。歳出の１０・・・

議 長	すいません立ってください。
三分一議員	歳出の 15 ページの土木費公園費事業における工事請負費観覧車修繕工事について質問いたします。 この費用が 440 万計上されておりますが、その詳細の内容をお伺いします。
議 長	山下都市建設課長。
山 下 都 市 建 設 課 長	観覧車修繕の内容についてですが、観覧車中心部の駆動軸受部の交換及び絶縁不良となっております操作盤ユニットの交換工事でございます。
議 長	三分一議員。
三分一議員	はい、この費用で修繕した後どのような経緯後に観覧車の運用が再開される予定でしょうか。またいつ頃再開予定でしょうか。お教え願います。
議 長	山下課長。
山 下 都 市 建 設 課 長	現在法定点検の指摘を受けまして、運転の方は停止しておりますけれども、予算が可決しましたら早期に発注しまして、部品の納期期間等を考えましてですね、年明けの 1 月か 2 月ぐらいには工事を完了し、3 月の繁忙期までには運転を再開させたいと考えております。
議 長	よろしいですか。はい。 他にございませんか。 上田丈二議員。
上 田 議 員	13 ページ 歳出の 2 款総務費 企画費のデジタルデバイ

	ド対策講習会開催委託料 3 1 万 9 千円についてこの内容について伺います。
議 長	渡邊企画総務課長。
渡 邊 企 画 総 務 課 長	はい、これはデジタルデバイド対策というのは、主に高齢者を念頭にしたインターネットなどを使える人と使えない人との間に生じる情報格差を是正する、解消するための講習会を開くというものでございますが、今回はラインの使い方、脳検講座、これは認知症予防プログラムになるんですけども、これを 1 2 月に 2 回開催いたします費用として今回追加で計上したものであります。
議 長	上田議員。
上 田 議 員	認知症対策の講習会ということだったんですけど、2 回開催されて、講習人数何人ほど受けられたんでしょうか。
議 長	渡邊課長。
渡 邊 企 画 総 務 課 長	すいません、これは今から 1 2 月に開催予定で、定数、定員 1 0 名で 2 週間続けて、1 回 9 0 分講座をそれぞれスマートフォン、ラインの講座と認知症予防プログラムを 9 0 分ずつ受講していただくという内容でございます。
議 長	はい、よろしいですか。 他に質疑はございませんか。 灰岡裕美議員。
灰 岡 議 員	同じく 1 3 ページの歳出、過誤納の還付金ですね、これ金額が 1,9 4 2 万 2 千円とちょっと大きいような気がするんですが、説明をお願いいたします。

議 長	鳥枝保健福祉課長。
鳥 枝 保 健 福 祉 課 長	令和５年度に国及び県等から交付を受けた新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金２７０万円や、障害児通所給付費負担金４３０万円、介護施設訓練等給付費負担金５５０万円等の精算に伴う返還金、これ積み上げたものとなります。
議 長	よろしいですか。 あつすいません。 はい、上村住民サービス課長。
上 村 住 民 サ ー ビ ス 課 長	もう１点のですね、住民サービス課分についてご説明いたします。 これはですね、令和５年度に実施しました児童手当交付金の精算還付、それからもう１つがですね、低所得者の子育て世帯に対する給付、一人５万円をしたと思うんですが、その精算還付になります。以上でございます。
議 長	はい、よろしいですか。 他に質疑はございませんか。 （「なし」の声あり）
議 長	ないようですので、本案に対する質疑を終結します。
議 長	日程第１３ 議案第３９号 令和６年度和木町国民健康保険特別会計補正予算（第２号） これを議題とします。執行の説明を求めます。 鳥枝保健福祉課長。
鳥 枝 保 健 福 祉 課 長	議案第３９号 令和６年度和木町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）についてご説明いたします。

本議案は、前年度からの繰越金が確定したこと等に伴い、歳入予算を調整するもので、予算額 7 億 4 7 3 万 8 千円に変更はございません。

1 ページの歳入についてご説明いたします。

款 1 国民健康保険料は、調定額の変更により 1,780 万 7 千円を減額するものです。

款 4 繰入金は、歳入款の調整を行いまして、財政調整基金繰入金 9 1 3 万 4 千円を減額するものです。

款 5 繰越金は、前年度の繰越金の額が確定しましたので、2,694 万 1 千円を増額するものです。

以上で、議案第 39 号の説明を終わります。

議 長 本案に対する、質疑を許します。
質疑はありませんか。
上田丈二議員

上 田 議 員 国民健康保険料歳入について伺います。国民健康保険料が 1,780 万 7 千円の減額になっておりますけれども、この理由について伺います。

議 長 鳥枝課長。

鳥 枝 保 健 福祉 課 長 これは令和 6 年度の国民、国保料の料率等が確定しましたので、当初予算ではやっぱり見込みで計上しています。今回保険料率とかですね、所得割、平等割、均等割等が確定いたしましたので、それで差額を減額さしてもらってます。

議 長 よろしいですか。
他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議

長

日程第14 議案第40号 令和6年度和木町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第15 議案第41号 令和6年度和木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

以上、2議案についてこれを議題といたします。

議事進行上、一括して執行の説明を求めます。

鳥枝保健福祉課長。

鳥 枝 保 健
福 祉 課 長

議案第40号及び議案第41号を一括してご説明いたします。

議案第40号 令和6年度和木町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本議案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,328万7千円を追加し、予算の総額を5億5,240万3千円とするものでございます。今回の補正は、保険事業勘定の歳入歳出予算を調整するもので、サービス事業勘定の補正はございません。

2ページの歳出からご説明いたします。詳細は、9,10ページです。

款4 基金積立金は、今回の補正額の歳入歳出を調整いたしまして、1,545万3千円を増額するものです。款5 諸支出金は、令和5年度に国、県等から交付を受けた地域支援事業交付金及び介護給付費負担金等の精算に伴う返還金783万4千円を増額するものです。

続きまして、1ページ歳入についてご説明いたします。詳細は、7、8ページです。款5 繰入金は、繰越金の確定に伴い、510万2千円を減額するものです。款7 繰越金は、前年度の繰越金の額が確定いたしましたので、2,838万9千円を増額するものです。

以上で、議案第40号の説明を終わります。

続きまして、議案第41号 令和6年度和木町後期高齢者

医療特別会計補正予算（第１号）について、ご説明いたします。

本議案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ３２万５千円を追加し、予算の総額を１億２,０１０万１千円とするものでございます。

それでは、１ページ歳入からご説明いたします。

款２ 繰入金は、一般会計繰入金を８万３千円増額するものです。款３ 繰越金は、前年度の繰越金が確定したことに伴い、２４万２千円を増額するものです。

続きまして、２ページの歳出についてご説明いたします。

款４ 予備費は、今回の補正額の歳入歳出を調整いたしまして、３２万５千円を増額するものです。

以上で、議案第４１号の説明を終わります。

議

長

これより議案ごとに質疑を許します。
議案第４０号について質疑を許します。
質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議

長

質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議

長

議案第４１号について質疑を許します。
質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議

長

質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議

長

日程第１６ 議案第４２号 令和６年度和木町簡易水道事業会計補正予算（第１号）

日程第１７ 議案第４３号 令和６年度和木町公共下水道

事業会計補正予算（第１号）

以上、２議案についてこれを議題といたします。

議事進行上、一括して執行の説明を求めます。

山下都市建設課長。

山 下 都 市
建 設 課 長

はい、それでは議案第４２号及び議案第４３号を一括してご説明いたします。

まず、議案第４２号 令和６年度和木町簡易水道事業会計補正予算（第１号）についてご説明いたします。

補正予算書の１ページをご覧ください。

第２条におきまして、令和６年度和木町簡易水道事業会計予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額について補正するものでございます。

補正予算の概要といたしましては、収入、第１款、事業収益につきまして、６１万６千円を増額して、１億１,７３５万５千円とし、支出、第１款、事業費用を６１万６千円増額して、１億１,４９８万６千円とするものでございます。

続きまして補正予算に関する説明書の１ページをご覧ください。

概要の内訳といたしまして、まず支出からご説明申し上げます。

第１項、営業費用、目５ 原水及び浄水費の１１万円の増額でございますが、瀬田浄水場ろ過池に発生した藻の除去費用の増額、目２０ 総経費の５０万６千円は同じく瀬田浄水場内の植栽が送電ケーブルに接触しているため伐採業務をおこなうものでございます。

続きまして収入についてご説明いたします。

第２項、営業外収益、目１０ 補助金の６１万６千円の増額でございますが、支出の営業費用の増額に伴い、一般会計より補助金として受け入れるものでございます。

次に、最初にもどりまして補正予算書の１ページ目をご覧ください。

第３条におきまして、先ほど説明いたしました補助金６１

万6千円を一般会計から受け入れるため、予算第9条 一般会計からの補助金を910万9千円から972万5千円に改めるものでございます。

以上が、簡易水道事業会計補正予算の説明となります。

続きまして、議案第43号、令和6年度和木町公共下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

尚、公営企業会計におきましては、予算書は税込み、予定損益計算書及び予定貸借対照表、キャッシュフロー計算書は税抜き処理方式となっております。

補正予算書の1ページ目をご覧ください。

第2条におきまして、令和6年度和木町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額について補正するものでございます。

補正予算の概要といたしましては、収入、第1款、事業収益につきまして、836万3千円を増額して、2億2,573万3千円とし、支出、第1款、事業費用を836万3千円増額し、2億2,590万1千円とするものでございます。

続きまして、補正予算に関する説明書の1ページをご覧ください。

概要の内訳といたしましては、まず支出からご説明いたします。

第1項、営業費用、目10 ポンプ場費の40万円の増額ですが、今後適正な補修工事を実施するために修繕費を増額するものでございます。

例年より修繕費が増加した理由といたしましては、瀬田及び関ヶ浜中継ポンプ場の操作盤用バッテリーの交換や和木ポンプ場の照明器具修繕が発生したためでございます。

第2項、営業外費用 目10 消費税及び地方消費税 中間納付消費税の292万8千円の増額及び第3項、特別損失、目90 その他特別損失、令和5年度確定納付消費税の503万5千円の増額につきましては、工事の、工事費の支払いが新年度となりまして、令和5年度の消費税納付額が増加したものであるものでございます。これには、打切決算が関係

しておりまして、公営企業会計への移行に伴うものでございます。なお、公営企業会計では発生の事実が過年度の場合、特別利益及び特別損失という形で処理されます。そのため、本年度発生する消費税は営業外費用、令和５年度に発生した消費税につきましては特別損失で計上されております。

続きまして収入についてご説明いたします。

第２項、営業外収益、目１５ 他会計負担金の９８３万６千円の増額でございますが、支出の事業費用の増額とこの後に説明いたします特別利益の減額に伴い、一般会計より負担金として受け入れるものでございます。

次の第３項、特別利益、目９０ その他特別利益 過年度消費税の１４７万３千円の減額ですが、支出でご説明した公営企業会計への移行によるもので、当初予算では還付金として計上しておりましたが、支払いが新年度となったため、なり、特別損失で消費税納付となりましたので全額を減額しております。

次に、補正予算書の２ページ目をご覧ください。

第３条におきまして、令和６年度和木町下水道事業会計予算第４条に定めた資本的収入及び支出の予定額について補正するものでございます。

補正予算の概要といたしましては、収入、第１款、資本的収入につきまして、５７０万円を増額して、２億６,０７４万７千円とし、支出、第１款、資本的支出を５７０万円増額して、３億１,１４９万８千円とするものでございます。

補正予算に関する説明書の２ページをご覧ください。

概要の内訳といたしまして、まず支出からご説明いたします。

第１項、建設改良費、目５ 管路建設改良費の５７０万円の増額でございますが、瀬田２丁目４番地内下水道管敷設工事２０７万円及び和木１丁目６番地内下水道管敷設工事３６３万円の工事費でございます。

場所は瀬田２丁目が坂根入口付近、和木１丁目につきましては安禅寺前の県道沿いでございます。

両工事とも公共下水道への接続をおこなうために、下水道本管を延長するもので瀬田地区が約 24 m、和木地区において 26 m の敷設延長でございます。

続きまして収入についてご説明いたします。

第 1 項、企業債、目 5 企業債の 570 万円の増額でございますが、支出の建設改良費の財源といたしまして下水道事業債を増額するものでございます。

次に、補正予算書の 2 ページ目をご覧ください。

第 4 条 企業債の補正についてでございますが、第 3 条 資本的収入の増額に伴うもので、企業債の限度額を 570 万円増加し、1 億 8,580 万円とするものでございます。

このほか、補正予算に関する説明書 3 ページ以降に、資本的収支の補正に伴い、予定貸借対照表などの資料を添付しておりますが、説明の方は省略させていただきます。

以上で、議案第 42 号及び議案第 43 号の説明を終わります。

議 長

これより議案ごとに質疑を許します。
議案第 42 号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議 長

議案第 43 号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議	長	日程第 1 8 議案第 4 4 号 和木町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例 これを議題とします。執行の説明を求めます。 坂本税務課長。
坂 本 税 務 課 長	本	議案第 4 4 号 和木町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。 本条例は、固定資産税の減免規定を設け、企業誘致、並びに施設の拡充を促進することにより、町の経済活性化と雇用創出の推進を図ることを目的とする制度でございます。 制度の概要でございますが、地域再生法に基づき、国、及び県の認定を受けた事業者が、本社機能の移転や拡充のため、家屋、償却資産、土地を新たに設置、あるいは増設、取得した場合、地方税法第 6 条第 2 項の規定により 3 年間固定資産税の税率である 1 0 0 分の 1.4 について、減免措置を講じるものでございます。 それでは、改正点についてお手元にお配りしております新旧対照表でご説明させていただきます。 「地域再生法、第 1 7 条の 6 の地方公共団体等を定める省令」の一部改正に伴い、地方公共団体が不均一課税を行った場合に、国が行う地方交付税による減収補てん措置の適用期間が 2 年間延長されたことから、令和 8 年 3 月 3 1 日までに改めるものでございます。 以上で、議案第 4 4 号の説明を終わります。
議	長	本案に対する質疑を許します。 質疑はありませんか。 （「なし」の声あり）
議	長	質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議 長 日程第 19 議案第 45 号 和木町国民健康保険条例の一部を改正する条例

これを議題といたします。執行の説明を求めます。

鳥枝保健福祉課長。

鳥 枝 保 健 福祉 課 長 議案第 45 号 和木町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本議案は、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、所要の規定の整備等を行うものです。

新旧対照表をご覧ください。下線の部分が改正点となります。

第 14 条の 5 の改正は、急患等として医療機関を受診した被保険者に係る保険料について、直ちに活用可能な資産がないなどの場合は、資力の活用が可能となるまでの期間として最長 1 年、徴収猶予することができるよう定めるものです。

第 16 条の改正は、条文の条項ずれにより第 9 項を第 5 項に改正するもの及び被保険者証の廃止に伴い、被保険者証の返還を求めるものとしている条項を削除するものです。

なお、この条例は令和 6 年 12 月 2 日から施行することとしています。

以上で、議案第 45 号の説明を終わります。

議 長 本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議 長 日程第 20 議案第 46 号 和木町下水道条例の一部を改

		正する条例 これを議題といたします。執行の説明を求めます。 山下都市建設課長。
山下都市建設課長		議案第４６号 和木町下水道条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。 本議案は、標準下水道条例の改正に伴いまして、一部環境基準値が改正されました。 水質汚濁防止法に定められる一律排出基準のうち、「六価クロム化合物」に係る許容限度が、0.5mg/L から 0.2mg/L に改正されたものですが、他の基準値におきましても改正法の数値に整合させるため、合わせて改正するものでございます。 以上で、議案第４６号の説明を終わります。
議長	長	本案に対する質疑を許します。 質疑はありませんか。 （「なし」の声あり）
議長	長	質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。
議長	長	以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。 よって本日はこれで散会したいと思います。ご異議ありませんか。 （「なし」の声あり）
議長	長	異議なしと認めます。 本日はこれで散会いたします。 お疲れさまでした。

閉 会 1 0 時 3 3 分